

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市学区審議会条例(昭和45年松戸市条例第55号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 条例第2条第1号の委員は次の表に掲げる者をもつて充てるものとする。

<u>条例第2条第1号</u> の委員	市内高等学校長の代表 副市長 総務部長 その他
---------------------	----------------------------------

(答申)

第3条 審議会は、諮問事項に関する最終的な論議の内容について教育委員会に答申する。

(書記)

第4条 条例第8条の書記は庶務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年10月11日松戸市教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年7月12日松戸市教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年10月1日松戸市教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月27日松戸市教育委員会規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月9日松戸市教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月10日松戸市教育委員会規則第15号)

この規則は、平成14年11月27日から施行する。

附 則(平成19年3月31日松戸市教育委員会規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日松戸市教育委員会規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。